

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会資料

(令和4年12月7日付託分)

附属資料

企業庁

目 次

ページ

1 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表…………… 1

1 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）新旧対照表（第1号関係）

改 正	現 行
<p>第1条（略） （給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。）を除く。）及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p>	<p>第1条（略） （給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。）を除く。）及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p>